

## 道路財特法における補助率等の嵩上げ措置の継続に関する意見書

道路は、地域の発展や経済社会活動を支える最も重要な社会基盤であるとともに、救急医療や防災といった地域の安心・安全を確保するうえでのネットワークの構築にも欠かせないものである。

本市においても地域高規格道路として、兵庫県播磨地域の臨海部と内陸部を結ぶ「東播磨道」の整備を、関係市町と事業主体である兵庫県が一体となって進めており、新たな道路ネットワークが形成され、医療機関の連携強化、地域経済の活性化に貢献することに経済界をはじめ、地域が大きな期待を寄せている。

また、市民の安全安心のための道路整備として、通学路の整備、老朽化した橋梁の架け替えや長寿命化、道路の維持管理についても財源の確保が課題となっている。

道路の整備については、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（以下「道路財特法」という。）」の規定により平成29年度までの時限措置として補助率等が嵩上げされており、今後も着実に整備を進める上で財源の確保は不可欠である。兵庫県が補助事業により進める「東播磨道」の早期完成にも道路財特法の継続が欠かせない。

つきましては、道路整備や適切な維持管理を計画的かつ着実に推進するため、道路関連事業の平成30年度予算及び平成29年度補正予算の総額を安定的かつ十分に予算を確保するとともに、道路財特法の補助率等の嵩上げ措置について、平成30年度以降も継続することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成29年12月25日

|        |   |
|--------|---|
| 衆議院議長  | 様 |
| 参議院議長  | 様 |
| 内閣総理大臣 | 様 |
| 財務大臣   | 様 |
| 総務大臣   | 様 |
| 国土交通大臣 | 様 |
| 内閣官房長官 | 様 |

小野市議会議員 山中修己